

一、江戸中荷持人数十四人 荷物集所 十間町
 右五・六拾年以前より、江戸大使と申名目に而、發足之日茂相定不申、荷物多集り次第持參仕候處、其以後少分之荷物に而も請取罷越候者御座候。是より中荷持と名目附申由に御座候。今程大使と申儀は無御座候。元祿十年より以來、發足之日限相極、一月三度宛罷越申候。

一、江戸三度飛脚人数十三人 荷物集所 尾張町
 右元祿六年より相勤申候。最初は御家中より遣候、書狀并干着等之輕き品迄請取、一月に三度宛持參仕候に付、三度飛脚と申由に御座候。其以後御家中之荷物三駄迄は持參仕候様に申付候。

一、京都中使人数廿二人 荷物集所 御門前町
 右五・六十年以前より、大使と申名目に而、發足之日も相極不申。下略
 右之通に御座候。以上。

二月十一日

小塚 八右衛門
湯原 主膳

覺

一、江戸中荷持立始りは寛文年中、其頃町御奉行は里見故七左衛門殿 岡田故十右衛門殿と承傳候由。町人共他國に罷越候刻刀を指申儀御停止之旨に付、御荷物并御家中荷物廻申儀に御座候。商人荷物之様に仕候而は、他國路に而相滯申品御座候に付、三十年以前中荷持共口上に而御窺申上、御聞届に而、先年之通只今以才領に罷越候もの苗字を名乗刀を指、江戸往來仕候由。町御奉行は和田故小右衛門殿・江守平左衛門殿と承傳候由。中荷持之内淺田屋勘兵衛・八田屋清右衛門申候。先年之留帳等は無御座旨申候。慥成儀相知不申候。

一、同三度飛脚立始りは元祿六年、町御奉行は和田小右衛門殿・江守平左衛門殿。荷物才領苗字を名乗刀を指江戸往來仕候儀は、三度飛脚相立候刻口上に而御伺申上、中荷持之通と被仰渡候。夫より只今以右之通に而御座候由。三度飛脚之内竹松屋三右衛門申候。先年之留帳等は無御座由申候。慥成儀相知不申候。

子八月十六日

右は享保五年也。按ずるに、右運送所元は中荷持と三度飛

脚と別々にて、中荷持は荷物集所を十間町に立て、三度飛脚は集所を尾張町に立來る處、正徳五年三月詮議の上、中荷持と三度飛脚とを合併し、尾張町の三度飛脚荷物集所は閉店して、更に御門前町に集所を立つといへども、不便利に付再び尾張町に建てたり。故に本名は中荷持と稱し、俗に江戸三度と呼べり。さて最前の中荷持の出日と三度飛脚の出日とを合併して、毎月四・九を出日となしたり。正徳五年正月晦日町奉行前田兵右衛門等の詮議書に、只今まで中荷持・三度飛脚兩所にて相勤むといへども、一ヶ所へ集り勤候へば、入用銀も減少、此分を以賃銀之内爲減候處、別紙之通に御座候。とありて、此時荷物賃銀節減之詮議より起り、兩集所合併とは成りたり。此の時町奉行言上書に、
 二日 六日 十二日 十六日 廿二日 廿六日
 右新規に申付候中荷持、毎月出日如此爲相極、今日より飛脚差出し申候。博勞町に而荷物相集申候。
 九日 十九日 廿九日
 右最前より相勤候中荷持・三度飛脚一所に仕、毎月出日此通爲相極、當廿九日より飛脚指出候様に申渡候。只今迄中

荷持共荷物相集候、御門前町一ヶ所に而荷物爲集、三度飛脚寄所は爲相止申候。以上。
 三月廿二日 前田 兵右衛門
津田 織部

横山 監物様

但し新規中荷持は無程相止みたるよしも見たり。

○新 町

元祿九年の本町肝煎裁許附に、新町・同鍵町。と載せたり。されば元は鍵町も新町の内なりけん。則ち兩町を一裁許とす。金城深秘録に、新町は尾張町の割出也といへり。三州志來因概覽にも、新町は尾張町に造屋人多く、日々倍徒するを以て、新たに此の一町を設く。故に新町と稱す。と見ゆ、國事昌披問答に、尾張町・新町は荒子引越の足輕小者の住所也。といへり。按ずるに、三壺記に、寛永十二年五月九日犀川河原町より出火し、尾張町・新町・中町等悉く焼失す。此の時町中をば惣權の外へ屋敷替を命ぜられ、町割調ふ。とあり。されば新町も中町と同じく、元は大手先邊にありしを、此の時今の如く成りたりけん。